普通財産譲渡仮申込書

令和　年　　月　　日

鹿児島市長　殿

申込者　住所

氏名

電話

次のとおり普通財産を買い受けたいので、仮申込を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件番号 |  |
| 物件の所在地 | **西谷山三丁目　　番** |

注意事項

１　仮申込は、希望する物件の仮押さえするための申込みです。

希望する物件の購入にあたっては、必ず「普通財産譲渡申込書」を提出（以下「本申込」という。）する必要があります。

２　仮申込ができる方は、本申込を行う方です。

３　共有名義で申し込む場合は、申込者欄に各名義人を連記してください。

４　仮申込の有効期間は、鹿児島市がこの仮申込書を受領してから３０日間です。

次順位の仮申込の有効期間は先順位の仮申込の取り下げ又は失効後３０日間です。

５　仮申込の有効期間内に本申込がなされない場合、鹿児島市から連絡することなく、有効期間の経過により仮申込は失効します。